

# 山梨県公報

第千八百十九号

平成十九年

十二月二十七日

木 曜 日

## 目 次

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	八六五
団体営土地改良事業の完了(二件)	八六五
道路の区域変更(三件)	八六五
廃川敷地等	八六六
都市計画事業の認可	八六六
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	八六七
保安林の所在不分明通知	八六七
国土調査の成果の認証	八六八
家畜商講習会の開催	八六八
清算人の退任	八六八

## 告 示

### 山梨県告示第四百四十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十九年十二月二十七日

山梨県総合県税事務所長

戸 島 義 人

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
羽田尚敏	山梨県富士吉田市竜ヶ丘二丁目四一	平成十九年十一月三十日

### 山梨県告示第四百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、山梨市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。  
平成十九年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

土地改良事業名	地区名	工事を完了年月日
基盤整備促進事業	堀之内地区	平成十九年三月十五日
基盤整備促進事業	隼地区	平成十九年三月十五日
基盤整備促進事業	北地区	平成十九年五月二十五日

### 山梨県告示第四百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、甲州市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。  
平成十九年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

土地改良事業名	地区名	工事を完了年月日
基盤整備促進事業	竹森地区	平成十九年六月二十九日

### 山梨県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市賑岡町畑倉字ヤスバ五八四番の二地先から 大月市賑岡町畑倉字ヤスバ五八七番の二地先まで	八・七〇 一〇・〇	一三・〇〇 二六・七		四三・〇

山梨県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 桑西下真木線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市大月町真木一六四六番の二地先から 大月市大月町真木一九二四番の二地先まで	五・六〇 一〇・〇	八・〇〇 一〇・二		五一・〇

山梨県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柵原藤野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市柵原字下垣外五七三九番の二地先から 上野原市柵原字下垣外五七四二番の二地先まで	八・〇〇 一一・三	一一・二〇 一三・四		三七・七

山梨県告示第四百四十九号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名 富士川水系 馬場川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十九年十二月二十七日
- 三 廃川敷地等の位置 笛吹市御坂町夏目原字神田二百番一地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 三十三・〇三平方メートル

山梨県告示第四百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

公 告

- 一 施行者の名称  
大月市
- 二 都市計画の種類及び名称  
大月都市計画道路事業三・五・一号大月駅前通り線
- 三 事業施行期間  
平成十九年十二月二十七日から平成二十四年三月三十一日
- 四 事業地
- 1 収用の部分  
山梨県大月市大月一丁目字六貫メ及び字御立原地内
- 2 使用の部分  
山梨県大月市大月一丁目字六貫メ及び字御立原地内

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年十二月二十七日  
山梨県知事 横 内 正 明
- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 実証心理教育研究所
- 2 代表者の氏名 河村茂雄
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市古川渡五百九十六番地ニメゾンマルス二二〇号
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、幼保・小・中・高・大学の教職員・カウンセラー・教育関係者・カウンセリング専攻学生に対して、児童・生徒・学生が発達途上に経験する適応・学業、進路に関する諸問題、学級経営などの学校教育に関する諸問題に対する研究・

- 研修事業等を行い、予防的、開発的な相談・援助に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年十二月十二日から平成二十年二月十一日まで

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年十二月二十七日  
山梨県知事 横 内 正 明
- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人障害者地域生活サポート・オリブ
- 2 代表者の氏名 辻りち子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市増坪町八十番地一
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、知的・身体・精神の障害を有する者に対して、自立した地域生活を送るための支援に関する事業を行い、提供する福祉サービスの質の向上並びに地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

- 三 縦覧期間 平成十九年十二月十二日から平成二十年二月十一日まで

- 保安林の所在不明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の規定による保安林の指定に係る通知の相手方が知れないため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成十九年十二月二十七日  
山梨県知事 横 内 正 明
- 一 保安林の所在場所  
南都留郡富士河口湖町長浜字室沢六五七地先・字大江平山九八九地先（次の図に示す部分に限る。）

- 二 指定の目的

土砂の流出の防備  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林指定告示

平成十九年十一月二十日農林水産省告示第千四百五十四号

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十九年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

山梨市

二 調査を行った時期

平成十四年七月七日から平成十五年三月十四日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

山梨市牧丘町大字西保中の一部地区

五 認証年月日

平成十九年十二月十日

● 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成十九年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開催の日時及び場所

1 日時 平成二十年二月六日（水）及び同月七日（木） 午前九時から午後五時三十分まで  
2 場所 甲府市丸の内二丁目九番十一号 県民会館四〇一会議室

二 講習の内容

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
  - 2 家畜の品種及び特徴 四時間
  - 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 三 受講手続

受講希望者は、講習手数料三千五百二十円に相当する額面の山梨県収入証紙及び写真（受講前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもの）一枚をはり付けた家畜商講習会受講申請書を、平成二十年一月二十五日（金）までに山梨県農政部畜産課に提出すること。ただし、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の四第一項ただし書の規定による講習の免除を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを併せて提出すること。

四 その他

- 1 講習会用テキストが必要な者は、申請時に申し込み、講習会当日、会場で実費配布する。
- 2 詳細については、山梨県農政部畜産課（電話〇五五 二三三七 一一一内線五二五五番）に問い合わせること。

● 清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項の規定において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した圭林土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成十九年十二月二十七日

山梨県知事 横内 正明

清算人氏名	住 所	退任年月日
鈴木 行政	笛吹市境川町大坪五〇一番地	平成十九年十二月三十日
大久保 親	笛吹市境川町大坪四八三番地	平成十九年十二月三十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番